事　務　連　絡

令和３年５月24日

各労働災害防止協会　御中

厚生労働省労働基準局安全衛生部

計画課機構・団体管理室

マイナンバーカードの健康保険証利用の促進及び

業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について

（依頼）

　貴団体におかれては、平素から労働安全衛生行政の推進に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

　さて、マイナンバーカードの普及については、令和２年12月25日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」において、全業所管官庁を通じて「関係業界団体等に対してマイナンバーカードの普及と健康保険証利用についての要請を行うとともに、説明会を開催する等により企業等におけるマイナンバーカードの積極的な取組と利活用の促進を推進する」とされたところです。

マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）は、健康保険組合等の医療保険に係る事務の経費縮減につながります。

また、マイナンバーカードは、労働者にとっても、各種証明書のコンビニエンスストアでの取得やe-Taxによる確定申告で利用できる等大きな利便性のあるカードです。

なお、今後、マイナンバーカードは、運転免許証との一体化も検討されており、そのメリットはさらに拡大していく予定です。

つきましては、下記の要領で、貴団体の会員事業場に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と健康保険証の利用申込の促進について要請していただきますとともに、あわせて、別添の業界団体・個社の取組の好事例について情報提供をいただきますようお願い申し上げます。

記

１　マイナンバーカードの積極的な取得と健康保険証の利用申込の促進

呼びかけに係る通知のひな形を別添のとおり用意しましたので、御活用下さい。

通知のひな形は、そのまま、貴団体の会員事業場へ発出いただけるよう、作成していますので必要に応じて御活用下さい。なお、貴団体の実態にかんがみ、適宜修正いただいて結構です。また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。

通知に当たっては、別添の業界団体・個社の取組の好事例とあわせて、以下のリーフレ

ットの広報素材を事業場に対し提供し、マイナンバーカードの取得促進及び健康保険証利用の利用申込について周知をお願いいたします。

・リーフレット「利用申込受付中！マイナンバーカードが健康保険証として利用で　　きます！」

・リーフレット「マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」

・リーフレット「こんなとき、あってよかった！マイナンバーカード」

令和３年３月までにQRコード付きのカード交付申請書を、カード未取得者に送付しており、QRコードを用いたオンライン申請を推奨しております。また、市区町村では、カードの交付申請について、事業場に赴く方式を実施しています。御興味がある団体におかれては、市区町村のマイナンバーカード担当課に御相談ください。

通知の発出は、できる限り速やかに実施していただければ幸いです。

２　マイナンバーカードの健康保険証利用にあたっての留意事項

　　マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）については、システムの安定性やデータの正確性確保の観点から、一部医療機関において実施しているプレ運用を継続したうえで、遅くとも10月までに本格運用を開始する予定です。

プレ運用を実施している医療機関では、マイナンバーカードを健康保険証として利用できますが、本格運用までは確実な資格確認のためにあわせて健康保険証の持参もお願いしております。プレ運用を実施している医療機関は厚生労働省HP※１で公開しています。

　　なお、加入者データの正確性確保にあたっては、事業場においても、労働者から提出された資格取得届に記載されたマイナンバーが正確であることを御確認いただく必要があります※２。貴団体の会員事業場に対し、その旨あわせて周知いただくようお願いいたします。

※１　「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」（<https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html>）

※２　被保険者のマイナンバーについては、事業主が本人確認の措置（マイナンバー確認、身元（実存）確認）を行う必要があります。なお、被扶養者のマイナンバーについては、被保険者が本人確認の措置を行う必要があります。

（以上）